

6郡包第3号
令和6(2024)年4月1日

第1号訪問事業所 管理者 様
第1号通所事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

郡山市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

令和6年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業に係る取扱いについて(通知)

時下、貴職におかれましては、本事業をはじめ、本市保健福祉行政に御理解と御協力を頂き、御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和6年度介護報酬改定等を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が改正されるのに伴い、本市における取扱いについても、下記のとおり変更しましたので通知いたします。

なお、第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業の基準等の取り扱いについては、それぞれ、訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護)及び介護予防支援に準じた取り扱いとなることから、令和6年度介護報酬改定等に係る連絡事項も併せて御確認ください。

※ 令和6年度介護報酬改定等に係る連絡事項の資料はウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2249.html>

記

1 単価の改正について
別紙のとおり

2 加算に係る届出について

令和6年4月から加算の算定を変更する場合や新たに算定する場合は、以下により届出が必要です。

(1) 提出書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・加算ごとの必要添付書類

※ 令和6年度介護報酬改定に伴い様式に一部変更があります。

※ 様式はウェブサイトに掲載しております。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/67/6292.html>

(2) 提出期限

令和6年4月5日(金)

3 令和6年度介護職員等処遇改善加算等について

令和6年度に介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(6月以降は介護職員等処遇改善加算に一本化)を算定する場合は、令和6年4月15日(月)までに計画書の提出が必要です。なお、計画書の提出については、例年同様に、介護保険課への提出により、総合事業分を別に提出する必要はありません。ただし、令和6年4月から新たに算定する場合や、算定する区分を変更する場合は、令和6年4月5日(金)までに「体制等に関する届出書・体制等状況一覧表」を提出してください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html>

ホーム > 健康・福祉 > 介護高齢者福祉 > 介護保険事業者の方向け > 介護職員等処遇改善加算等について

4 サービスコード表について

別紙「郡山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表(R6.4.1～)」及び「郡山市介護予防・生活支援サービス事業サービスコード表(R6.6.1～)」のとおりです。なお、CSVファイル(単位数表マスタ)については国保中央会からの標準マスタを基に作成し、本市ウェブサイトに掲載します(4月下旬の見込み)。

5 通所型基準緩和サービスについて

通所型基準緩和サービスの普及を図るため、運営基準を見直しました。サービス提供時間について、今まで「3～4時間」としていたところ「2時間以上」へ変更し、従前の基準より緩和をすることで、新たな事業者の参入を図ります。

6 その他

市町村によって届出の提出期限等が異なる場合がありますので、郡山市以外の市区町村から総合事業の事業所指定を受けている場合は、各市区町村のウェブサイト等で確認をお願いします。

事務担当：地域包括ケア推進課 山本
(電話 024-924-3561)

(別紙)

単価の改正について

1 基本報酬単価の改正

【介護予防訪問介護相当サービス事業】及び【訪問型基準緩和サービス】

変更なし

【介護予防通所介護相当サービス事業】

通所型サービス費（事業対象者・要支援1） 1,672 単位／月 ⇒ 1,798 単位／月

同（要支援2） 3,428 単位／月 ⇒ 3,621 単位／月

【通所型基準緩和サービス】

通所型サービス費（事業対象者・要支援1・2） 1,170 単位／月 ⇒ 1,259 単位／月

【第1号介護予防支援事業】

介護予防ケアマネジメント費 438 単位／月 ⇒ 442 単位／月

2 加算・減算の変更（主なもの）

【介護予防訪問介護相当サービス事業】

- ・口腔連携強化加算 50 単位／月 【新設】
- ・高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の1%減算 【新設】
- ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算（R7.4.1より適用） 【新設】
- ・同一建物減算（Ⅱ） 所定単位数の15%減算 【新設】
- ・同一建物減算（Ⅲ） 所定単位数の12%減算 【新設】

【介護予防通所介護相当サービス事業】

- ・高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の1%減算 【新設】
- ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算 【新設】
 - ※ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備等を行っている場合には、R7.3.31までの間適用しません。
- ・送迎減算 47 単位減算／片道 【新設】
- ・運動器機能向上加算の廃止 【廃止】
- ・事業所評価加算の廃止 【廃止】
 - ※ 令和6年1月31日付け5郡包第3456号で、令和6年4月以降の事業所評価加算の算定可否について通知しましたが、**廃止されたため算定できません。**
- ・一体的サービス提供加算 480 単位／月 【選択的サービス複数実施加算が変更】
 - ※ 単なる名称の変更ではなく、**算定要件にも変更があります。**改正前の選択的サービス複数実施加算を算定していた事業所で、**改正後の一体的サービス提供加算の算定要件を満たしていない事業所は、「体制等に関する届出書・体制等状況一覧表」の提出が必要**です。

(別紙)

【第1号介護予防支援事業】

- ・ 高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の1%減算 【新設】
- ・ 業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%減算 (R7.4.1より適用) 【新設】

※ 新設、変更される加算の算定要件等は、国の基準に準じるため、以下に対応する介護給付のサービスの基準と同様です。

総合事業のサービス	対応する介護給付のサービス
介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護
介護予防通所介護相当サービス	通所介護・地域密着型通所介護
第1号介護予防支援事業	介護予防支援

【全サービス共通】

高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算については、全事業所一律に「基準型」に初期設定します。要件に該当し、各減算を算定される場合のみ、「体制等に関する届出書・体制等状況一覧表」を提出してください。